

第8節 消費者と食・農とのつながりの深化

国産農林水産物が消費者や食品関連事業者に積極的に選択されるようにするためには、消費者と農業者・食品関連事業者等との交流を進め、消費者が我が国の食や農を知り、それらに触れる機会を拡大することが必要です。また、次世代への和食文化の継承や海外での和食の評価をさらに高めるための取組等も重要となっています。

本節では、食育や地産地消の推進等の消費者と食・農とのつながりの深化を図るための様々な取組を紹介します。

(1) 食育の推進

（「第4次食育推進基本計画」の実現に向けた取組を推進）

食育の推進に当たっては、国民一人一人が自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することが重要です。令和3(2021)年度からおおむね5年間を計画期間とする「第4次食育推進基本計画」では、基本的な方針や目標値を掲げるとともに、食育の総合的な促進に関する事項として取り組むべき施策等を定めています。

令和5(2023)年度においては、農林水産省、富山県と第18回食育推進全国大会富山県実行委員会は、同年6月に「第18回食育推進全国大会inとやま」を開催しました。また、農林水産省では、第7回食育活動表彰を実施し、ボランティア活動や教育活動、農林漁業、食品製造・販売等の事業活動を通じて、食育の推進に取り組む者(以下「食育関係者」という。)による優れた取組を表彰しました。

また、農林水産省では、最新の食育活動の方法や知見を食育関係者間で情報共有するとともに、異業種間のマッチングによる新たな食育活動の創出、食育の推進に向けた研修を実施できる人材の育成等に取り組むため、全国食育推進ネットワークを活用した取組を推進しています。

さらに、食育を推進していく上では、国、地方公共団体による取組のほか、地域において、学校、保育所、農林漁業者、食品関連事業者等様々な関係者の緊密な連携・協働の下で取組を進めていく必要があります。このため、農林水産省では、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援しています。



「第18回食育推進全国大会inとやま」の周知ポスター



全国食育推進ネットワーク
「みんなの食育」

URL : <https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/network/index.html>

(コラム) 子供に茶の魅力を伝える「茶育」プロジェクトが始動

茶は日本人の生活と文化に不可欠なものであり、中山間地域等における基幹作物として地域経済においても重要な役割を担っています。しかしながら、その消費量は長期的に減少傾向にあり、特に若い世代で顕著となっています。このような状況を踏まえ、茶業関係者等においては、子供の頃から茶に親しむ習慣を育むことができるよう、学校教育の場で茶を活用した食育(以下「茶育」という。)に取り組んでいます。

一方で、地域によっては認知が十分に進んでいないなどの課題もあることを踏まえ、農林水産省では、令和5(2023)年1月から「茶業関係者×農林水産省『茶育』プロジェクト」(以下「茶育」プロジェクトという。)を開始しました。

具体的には、小・中学校向けの茶育に取り組む茶業関係者を募集し、茶の淹れ方体験や茶の植樹・摘採、茶製造工場の見学といった各地域で提供可能な茶育の取組をリスト化してWebサイト等で情報発信し、学校関係者に共有することで、茶育の実施を希望する小・中学校関係者とのマッチングを図っています。

各地域での茶育の取組として、京都府宇治市では、同市内にある22校の小学校のうち20校に蛇口からお茶が出る「お茶飲み場」を設置しています。児童の水分補給の補完的役割を果たすとともに、「お茶のまち」である同市の市民としての愛郷心の醸成を図っています。

また、東京都港区に所在する東京都茶協同組合では、日本茶インストラクターの協力を得ながら小学校5年生を中心にお茶の淹れ方、飲み方等を体験してもらう日本茶教室を開催するなど、出張授業等による啓発活動に力を入れています。子供たちを始めとして、多くの人々に日本茶の魅力と文化を広める取組を推進しています。

今後とも「茶育」プロジェクトを契機として、より多くの子供たちがお茶に関わる様々な体験を実践し、茶に親しむ習慣を育むとともに、茶育の実践を通じて、健康的で豊かな食生活の実現を図っていくことが期待されています。



校舎の蛇口からお茶が出る
「茶飲み場」
(京都府宇治市)

資料：京都府



小学校での茶の淹れ方体験
(東京都墨田区)

資料：東京都茶協同組合

(2) 地産地消の推進

(約6割が「地元で生産された食品を選ぶ」と回答)

内閣府が令和5(2023)年9～10月に実施した調査によると、我が国の農業を維持する上で消費者ができることとして、「買い物や外食時に、国産食材を積極的に選ぶ」が73.0%で最も高く、次いで「地元で生産された食品を選ぶ」が63.8%となっています(図表1-8-1)。

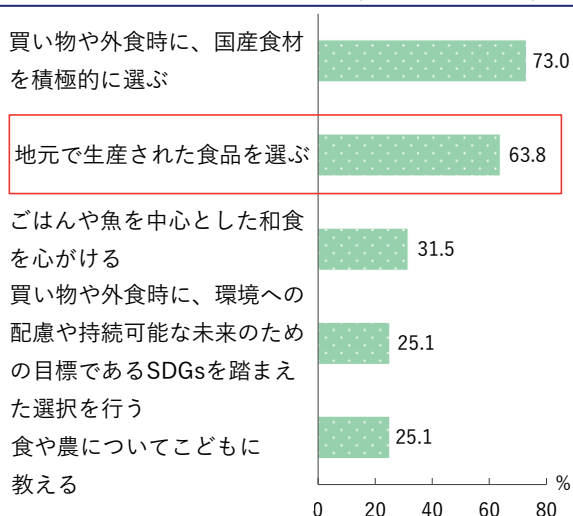
地域で生産された農林水産物をその地域内で消費する「地産地消」の取組は、国産農林水産物の消費拡大につながるほか、地域活性化や農林水産物の流通経費の削減等にもつながります。少子・高齢化やライフスタイルの変化等により国内マーケットの構造が変化中、消費者の視点を重視し、地産地消等を通じた新規需要の掘り起こしを行うことが重要となっています。

特に地域の農産物を直接消費者に販売する直売所は、販売金額における地場産物商品の割合が約9割を占め、地産地消の核となるものであり、消費者にとっては、生産者との顔の見える関係が築け、安心して地域の新鮮な農林水産物を消費できるほか、生産者にとっては、消費者ニーズに対応した生産が展開できるなどの利点があります。農林水産省では、直売所における観光需要向けの商品開発や直売所の施設等の整備を支援しています。

他方、消費者は、食や農との関係が消費のみにとどまることが多いことから、食や農に関する体験活動に参加する機会を持つことも重要になっています。農林漁業体験の実施後、産地や生産者を意識して農林水産物を選ぶ者の割合は増加しており、農林漁業体験は地元産や国産の食材購入等の行動変容に大きく寄与しています。

このほか、近年では、JA全中¹を始めとしたJAグループが提唱している、私たちの「国」で「消」費する食べ物は、できるだけこの「国」で生「産」するという考え方である「国消国産」に基づく取組も広がりを見せています。

図表1-8-1 農業を維持していくために消費者としてできること(上位5位まで)



資料：内閣府「食料・農業・農村の役割に関する世論調査(令和6(2024)年2月公表)」を基に農林水産省作成

注：1) 令和5(2023)年9～10月に実施した調査で、有効回収数は2,875人

2) 「消費者から見た現在の農業を維持する上での課題への対応策」の質問への回答結果(複数回答)



「国消国産」を呼び掛けるポスター

資料：JA全中

(学校給食における地場産物の使用を推進)

学校給食は、栄養バランスの取れた食事を提供することにより、子供の健康の保持・増進を図ること等を目的に、学校の設置者により実施されています。文部科学省の調査によると、令和3(2021)年5月時点で、小学校では18,923校(全小学校数の99.0%)、中学校では9,107校(全中学校数の91.5%)、特別支援学校等も含めた全体で29,614校において実施されており、約930万人の子供を対象に給食が提供されています。

学校給食において地場産農林水産物を使用することは、地産地消を推進するに当たって有効な手段であり、地域の関係者の協力の下、未来を担う子供たちが持続可能な食生活を実践することにつながる取組となっています。

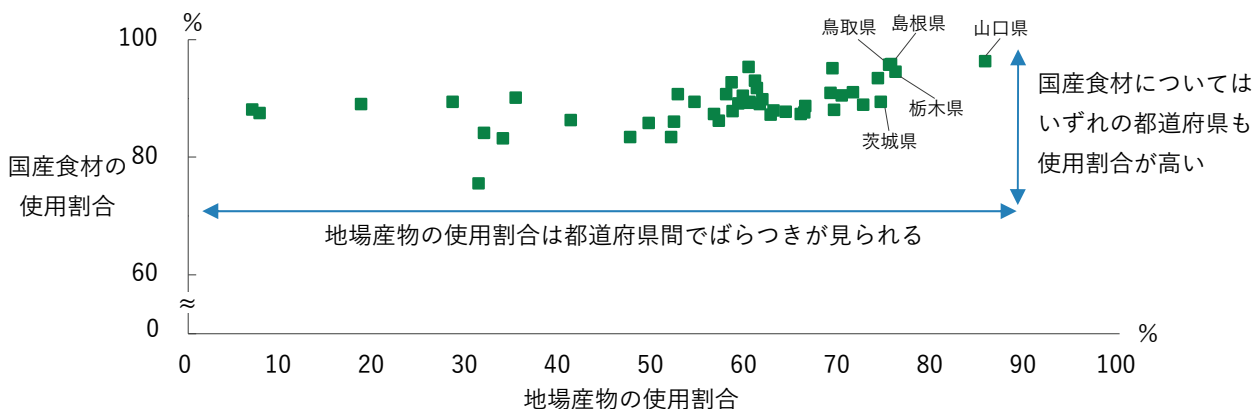
文部科学省が令和4(2022)年6月及び11月に実施した調査によると、学校給食における地場産物、国産食材の使用割合を都道府県別に見ると、地場産物の使用割合にばらつきが見られる一方、国産食材の使用割合はほとんどの都道府県で80%以上となっており、全国的に使用割合が高い状況となっています(図表1-8-2)。都道府県ごとに農業生産の条件が異なる中、学校給食における地場産物や国産食材の活用に向けた取組が全国各地で進められて

¹ 正式名称は「一般社団法人全国農業協同組合中央会」

います。

地場産農林水産物の利用については、一定の規格等を満たし、数量面で不足なく安定的に納入する必要があるなど、多くの課題が見られるため、農林水産省では、学校等の現場と生産現場の双方のニーズや課題の調整役となる「地産地消コーディネーター」を全国の学校給食の現場に派遣しています。また、食育の推進の観点から、地域で学校給食に地場産物を供給・使用する連携体制づくりや献立の開発等の活動を支援しています。

図表1-8-2 都道府県別に見た、学校給食における地場産物及び国産食材の使用割合



資料：文部科学省「令和4年度学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」を基に農林水産省作成

注：1) 令和4(2022)年度の数値

2) 金額ベースの数値

(事例) 学校給食コーディネーターを中心に学校給食の地場産活用を強化(神奈川県)

神奈川県さむかわまち寒川町では、栄養分野のほか学校給食や地域農業にも知見を持ち、同町と生産者をつなぐ架け橋としての役割を担える人材を「学校給食コーディネーター」として位置付け、学校給食における地場産活用の拡大を進めています。

同町では、小学校に加えて中学校でも完全給食を実施し、数十年先まで、安全・安心でおいしい給食を提供することを目指し、より質の高い学校給食を児童・生徒に提供できるよう、地場産食材の活用等を推進しています。

令和4(2022)年度には、消費・安全対策交付金を活用し、学校給食における地場産農産物の活用促進に向けたマッチング調査や、地域の農業者との面談等を実施したほか、生産者と給食センターの間での調整を行う学校給食コーディネーターを中心に、地場産の中でも特に同町産の農産物が納品できる体制づくりを進め、地場産農産物の供給体制の強化を図りました。

また、学校給食センターでの地場産活用の拡大に向け、役場内の関係部局やさがみ農業協同組合と連携し、学校給食における地場産食材の活用促進に取り組んだところ、町内の小学校全5校で同町産物の使用回数が約3倍に増加するなどの成果が見られています。

同町では、令和5(2023)年9月から学校給食センターが本格稼働しており、今後とも、同町産を中心に、県内で生産された新鮮な食材を活用した献立や、食育の取組を通して、地域性を感じながら給食が楽しめる工夫を行っていくこととしています。



学校給食に地場産野菜を供給する農業者

資料：神奈川県寒川町

(3) 和食文化の保護・継承

(和食文化の保護・継承に向けた取組を推進)

食の多様化や家庭環境の変化等を背景に、和食¹や地域の郷土料理、伝統料理に触れる機会が少なくなってきたおり、和食文化の保護・継承に向けて、郷土料理等を受け継ぎ、次世代に伝えていくことが課題となっています。このため、農林水産省では、食文化を保護・継承することを目的として、伝統的な加工食品の情報を発信するWebサイト「にっぽん伝統食図鑑」を開設しています(図表1-8-3)。

図表1-8-3 「にっぽん伝統食図鑑」に登録されている伝統食



ぬかにしん(北海道)



ずんだ(宮城県)



干し芋(茨城県)



だし巻き(京都府)



蘇(奈良県)



阿蘇高菜漬け(熊本県)

¹ 「和食」は、「自然を尊重する」というところに基づいた日本人の食慣習。「和食；日本人の伝統的な食文化」として平成25(2013)年12月にユネスコ無形文化遺産に登録

また、身近で手軽に健康的な和食を食べる機会を増やしてもらい、将来にわたって和食文化を受け継いでいくことを目指した、官民協働の取組である「Let's! 和ごはんプロジェクト」や、子供や子育て世代に対して和食文化の普及活動を行う中核的な人材である「和食文化継承リーダー」を育成する取組を実施しています。

このほか、文化庁では、我が国の豊かな風土や人々の精神性、歴史に根差した多様な食文化を次の世代へ継承するために、文化財保護法に基づく保護を進めるとともに、各地の食文化振興の取組に対する支援、食文化振興の機運醸成に向けた情報発信等を行っています。



和食文化継承リーダーによる
和食文化の普及活動の取組

(和食のユネスコ無形文化遺産登録10周年を契機に普及イベントを開催)

「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ¹無形文化遺産に登録されてから、令和5(2023)年12月に10周年を迎えました。これを契機として、日本の伝統的な食文化を守り、和食文化を未来に伝えるため、農林水産省では、和食文化の普及イベントを開催しました。

また、和食文化の保護・継承活動の機運を高め、和食文化が着実に次世代へ継承されるよう、様々な主体による和食文化の保護・継承に向けたイベント開催を推奨し、全国各地で行われるイベントの開催情報等を紹介するページを設けました。

さらに、新たな発想で「和食文化の魅力」を若者・子育て世帯に発信していく「行くぜっ！にっぽんの和食」キャンペーンを実施しています。



和食文化普及イベントで
調理実演する料理人

(4) 消費者と生産者の関係強化

(消費者と生産者の交流の促進に向けた取組を推進)

消費者と生産者の交流を促進することにより、農村の活性化や農業・農村に対する消費者の理解増進が図られるなどの効果が期待されています。また、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていること等に関する理解を深めるために、農業者が生産現場に消費者を招き、教育ファーム等の農業体験の機会を提供する取組等も行われています。

このほか、苗の植付け、収穫体験を通じて食材を身近に感じてもらい、自ら調理し、おいしく食べられることを実感してもらう取組や生産現場の見学会、産地との交流会等も行われています。

このような取組を通じ、消費者が自然の恩恵を感じるとともに、食に関わる人々の活動の重要性と地域の農林水産物に対する理解の向上、健全な食生活への意識の向上が図られるなど、様々な効果が期待されています。農林水産省は、これらの取組を広く普及するため、教育ファーム等による農林漁業体験機会の提供への支援のほか、どこでどのような体験ができるか等についての情報発信を行っています。

¹ United Nations Educational, Scientific and Cultural Organizationの略で、国際連合教育科学文化機関のこと

(事例) 「農のある暮らし」を多くの人に体験してもらう取組を展開(埼玉県)

埼玉県さいたま市のファーム・インさぎ山^{やま}では、「農のある暮らし」を多くの人々に体験してもらうため、農業体験や食育活動等の取組を展開しています。

同団体では、「農のある暮らし」をテーマに、環境との共存・共生を目指し、農業、料理、伝統行事といった食や自然の大切さを学ぶ農業体験を継続して行っています。年間の延べ参加者数は約1万人で、年間を通して100品種以上の作物を化学農薬・化学肥料を使用せずに栽培しています。参加者は調理体験を通して、野菜の皮等の野菜くずを始め、竈門^{かまど}でご飯を炊いた後の灰も肥料になることや、かつての農家は資源を循環させて環境に配慮した生活を行っていたことを学んでいます。また、農業体験を通して、採れたての本物の味を知り、収穫した野菜には様々な個性があることに気づき、その体験から多様性を学んでいます。

また、同市と連携し、特別支援学級の生徒等に対し農業体験の場を提供しており、参加した子供たちは自らが行った一つ一つの作業で野菜が大きくおいしく育つ様子を見て感動を覚えるとともに、農作業体験では草むしり一つでも無駄な作業はないことを学んでいます。農場では障害の有無にかかわらず、共に土いじりや作物づくりの楽しさを体験でき、相互に交流できる場となっています。

さらに、埼玉県警察本部少年課と連携し、少年たちの立ち直り支援の場を提供しています。農業体験を通して自信を持ってもらい社会復帰につなげるなど、社会福祉にも貢献しています。

同団体では、今後とも、未就学児から高齢者まで幅広い年齢層の人々と地域交流を図り、体験を通して食と農の大切さを伝えていくこととしています。



特別支援学級の生徒と
地域の小学生による
さといもの植付け作業

資料：ファーム・インさぎ山

(国民運動「ニッポンフードシフト」を通じ、食と農の魅力を発信)

食料の持続的な確保が世界的な共通課題となる中で、我が国においては食と農の距離が拡大し、農業や農村に対する国民の意識・関心が薄れています。

このような中、農林水産省は、食と農のつながりの深化に着目した、官民協働で行う国民運動「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」(以下「ニッポンフードシフト」という。)を展開しています。

ニッポンフードシフトは、未来を担う1990年代後半から2000年代生まれの「Z世代」を重点ターゲットとして、食と環境を支える農林水産業・農山漁村への国民の理解と共感・支持を得つつ、国産農林水産物の積極的な選択といった行動変容につなげるために、全国各地の農林漁業者の取組や地域の食、農山漁村の魅力を発信しています。

令和5(2023)年度には、東京都、宮城県、広島県、熊本県、大阪府で、食について考えるきっかけとなるトークセッションやマルシェ等のイベントを開催しました。また、多くの人々にとって身近な食である「カレー」や「餃子^{ぎょうざ}」、「おにぎり」をテーマに、食から日本を考える契機を創出する取組や、ニッポンフードシフトの趣旨に賛同した「推進パートナー」等と連携した取組等について、テレビ、新聞、雑誌、Webサイト、SNS等のメディアを通じた官民協働による情報発信を実施しました。



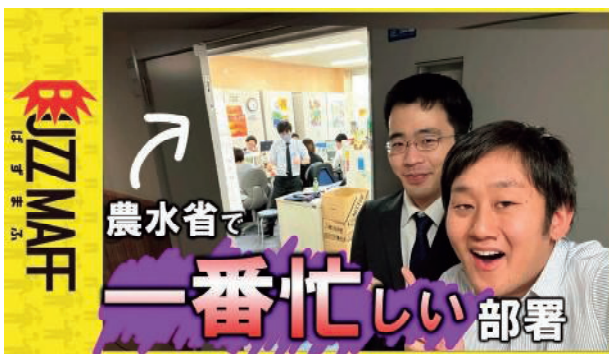
餃子から日本を考える。アニメーション動画

URL : <https://nippon-food-shift.maff.go.jp/gyoza/>食から日本を考える。
NIPPON FOOD SHIFT
FES.東京2023**(消費者と農林水産業関係者等を結ぶ広報を推進)**

デジタル技術の活用を始めとした生活様式の変化により、消費者はSNS等のインターネット上の情報を基に購買行動を決定し、生産者もこれに合わせて積極的にSNS上で情報発信をするようになりつつあります。これらを踏まえ、農林水産省は、職員がYouTuberとな^{ばず}って、我が国の農林水産物や農山漁村の魅力等を伝える省公式YouTubeチャンネル「BUZZ MAFF」や、農林水産業関連の情報や施策を消費者目線で発信する省公式X(旧Twitter)、食卓や消費の現状、暮らしに役立つ情報等を毎週発信するWebマガジン「aff(あふ)」等を通じて、消費者と農林水産業関係者、農林水産省を結ぶための情報発信を強化しています。

特に令和元(2019)年度から開始したBUZZ MAFFは、令和5(2023)年度末時点で動画の総再生回数は4,500万回を超え、チャンネル登録者数は17万3千人を超えています。

また、令和5(2023)年度の「こども霞が関見学デー」の一環として、農林水産省でワークショップを開催したほか、食や農林水産業について学べる夏の特設Webサイト「マフ塾～明日のごはんを考える～」を開設し、小学生から大人まで楽しめるクイズを始め、全国どこからでも農業・林業・水産業を学べるコンテンツを公開しました。

G7宮崎農業大臣会合開催の
機運醸成のためのBUZZ MAFF動画「こども霞が関見学デー」での
非常食に関するイベント

第9節

国際的な動向に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

食品の安全性を向上させるためには、食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある有害化学物質・有害微生物について、科学的根拠に基づいたリスク管理¹等に取り組むとともに、農畜水産物・食品に関する適正な情報提供を通じて消費者の食品に対する信頼確保を図ることが重要です。

本節では、国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保のための取組について紹介します。

(1) 科学的知見等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化

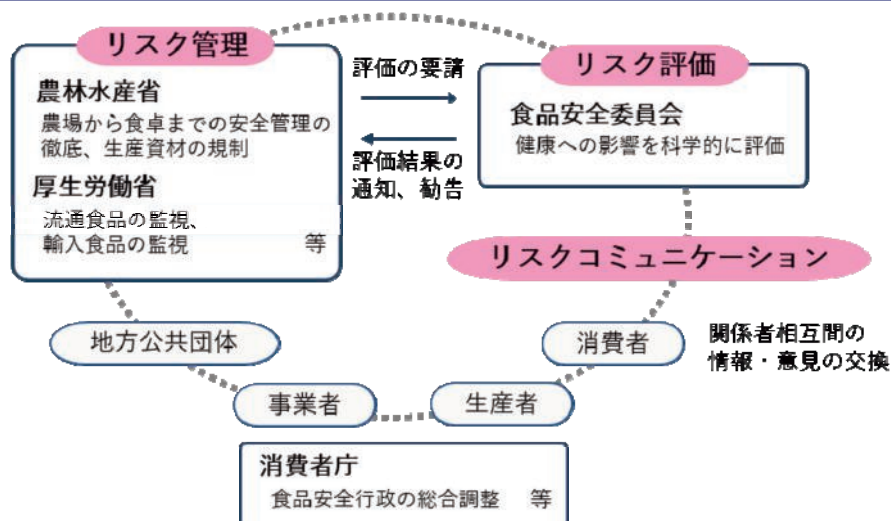
(リスク評価機関とリスク管理機関が相互に連携し、食品の安全を確保)

食品安全基本法は、「国民の健康保護が最も重要」、「農場から食卓まで」、「科学的知見に基づき、後始末より未然防止」といった考え方に基づき、国や食品事業者等の関係者の責務・役割、施策策定の基本的な方針等を規定しています。

この基本理念は、食品安全行政に関する世界的な考え方であり、食品安全に関する国際基準の策定機関であるコーデックス委員会²のリスク分析の原則とも整合するものです。

食品安全を守る仕組みは、「リスク評価」、「リスク管理」、「リスクコミュニケーション」の3要素から構成されており、我が国では、リスク評価機関(食品安全委員会)とリスク管理機関(厚生労働省、農林水産省、環境省等)が、相互に連携しつつ、食品安全を確保するための取組を推進しています(図表1-9-1)。

図表1-9-1 食品安全におけるリスク分析の枠組み



資料：農林水産省作成

注：令和6(2024)年度から、規格基準の策定は厚生労働省から消費者庁に移管

¹ 全ての関係者と協議しながら、リスク低減のための政策・措置について技術的な実行可能性、費用対効果等を検討し、適切な政策・措置の決定、実施、検証、見直しを行うこと
² 消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、昭和38(1963)年にFAO及びWHO(世界保健機関)により設置された国際的な政府間機関

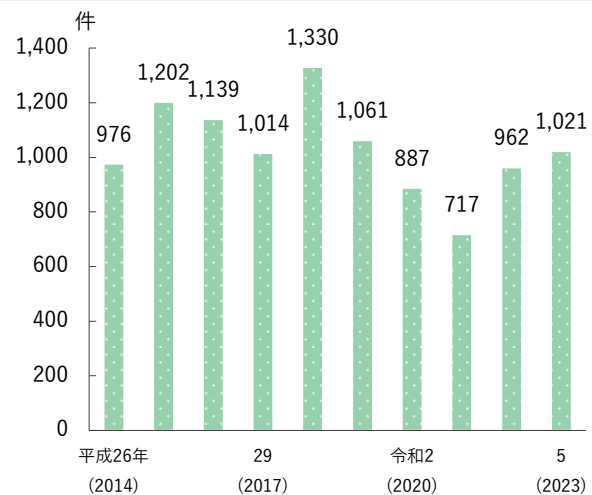
令和6(2024)年4月から、食品安全行政の司令塔機能を担う消費者庁に、厚生労働省が所管している食品衛生に関する規格基準の策定等を移管することで、食品衛生についての科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図ることとしています。

(食中毒発生件数は前年に比べ増加)

食中毒の発生は、消費者に健康被害が生じるばかりでなく、原因と疑われる食品の消費の減少にもつながることから、農林水産業や食品産業にも経済的な影響が及ぶおそれがあります。このため、農林水産省は、食品の安全や消費者の信頼を確保するため、科学的根拠に基づき、生産から消費に至るまでの必要な段階で有害化学物質・有害微生物の汚染の防止や低減を図る措置の策定・普及に取り組んでいます。

令和5(2023)年の食中毒の発生件数は、前年に比べ59件増加し1,021件となりました(図表1-9-2)。

図表1-9-2 食中毒発生件数



資料：厚生労働省「令和5年食中毒発生状況」

(最新の科学的知見・動向を踏まえリスク管理を実施)

農林水産省は、食中毒の発生件数の増減等の最新の科学的知見、消費者・食品関連事業者等関係者の関心、国際的な動向を考慮して、食品の安全確保に取り組んでいます。

農林水産省では、優先的にリスク管理の対象とする有害化学物質・有害微生物を選定した上で、5年間の中期計画及び年度ごとの年次計画を策定し、サーベイランス¹やモニタリング²を実施しています。また、汚染低減のための指針等の導入・普及や衛生管理の推進等の安全性向上対策を食品関連事業者と連携して実施し、その効果の検証のための調査を行い、最新の情報に基づいて指針等を更新しています。さらに、食品安全に関する国際基準・国内基準や規範の策定、リスク評価に貢献するため、これらの取組により得た科学的知見やデータをコーデックス委員会や関連する国際機関、関係府省へ提供しています。

令和5(2023)年度は、有害化学物質21件、有害微生物16件の調査を実施しました。また、これまでの調査の評価・解析の結果をWebサイトに掲載しています。さらに、それらの結果を活用し、有害化学物質・有害微生物の汚染の防止・低減のための措置の必要性や効果について検証・評価し、科学的な根拠に基づき、食品の安全性の向上のための取組を推進しています。

このほか、消費者向けの食品安全に関する情報の発信にも積極的に取り組んでおり、ノロウイルスや有毒植物、毒キノコ等による食中毒の防止について、Webサイトに掲載するとともに、SNS、動画等を活用して注意喚起を行っています。令和5(2023)年度は、食中毒を予防するため、肉類や魚介類等の適切な取扱いのポイントをまとめた動画を作成しました。動画には、オリジナルのキャラクターを登場させるなど、子供を含む幅広い世代を

¹ 問題の程度又は実態を知るための調査のこと

² 矯正的措施をとる必要があるかどうかを決定するために、傾向を知るための調査のこと

対象に、親しみやすい内容としました。また、食品安全の取組を可視化して消費者理解の醸成を図るため、食品事業者が行っている製品中のアクリルアミド低減の取組に関する動画を作成し、SNSやYouTube等を通じて情報発信しました。



食中毒を予防するための魚介類の適切な取扱いのポイントをまとめた動画

(コラム) 食品業界において製品中のアクリルアミド低減の取組が進展

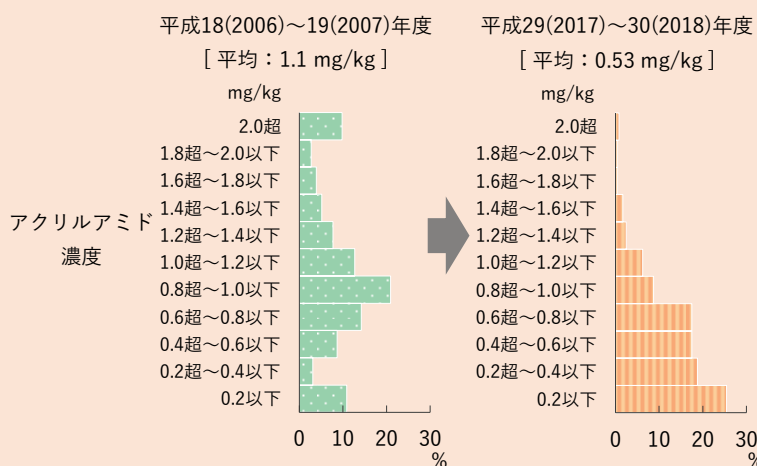
食品を加熱調理する過程において、食品中では様々な化学物質が生成・分解されています。このような化学物質の中には、風味や保存性を高めるといった有益な効果をもたらすものがある一方で、健康に影響を及ぼす可能性がある副産物が生成されることもあります。その一つが「アクリルアミド」であり、高温加熱した様々な食品に含まれています。我が国においては、食品メーカーや事業者団体による食品中のアクリルアミドの低減に向けた自主的な取組を始めとして、様々な取組が実施されています。

例えば^{にほん}日本スナック・シリアルフーズ^{きょうかい}協会では、会員企業が製造する製品中のアクリルアミドの濃度を低減し、消費者の健康に資するための取組に力を入れています。コーデックス委員会が策定した「食品中のアクリルアミド低減に関する実施規範」や農林水産省が策定した「食品中のアクリルアミドを低減するための指針」等に基づき、各社が原料調達やレシピ等を自社の工程に合わせて改善を行うほか、低減に向けたノウハウを各社で持ち寄り、定期的に情報交換を行っています。また、自主的な目標値等を設定し、毎年、低減対策の効果の検証を実施しています。

このような取組の結果、アクリルアミド濃度の低減が裏付けられた事例も見られています。例えばポテトスナックについて、平成29(2017)～30(2018)年度に農林水産省が実施した調査では、平成18(2006)～19(2007)年度の調査と比べて、アクリルアミド濃度は有意に低く、平均値は5割程度に減少しています。

一方、事業者が取り扱う食品の種類、製造設備、製造方法等は様々であり、事業者によってアクリルアミド低減に効果的な対策は異なっています。農林水産省では、今後とも、食品事業者のアクリルアミド低減に向けた自主的な取組への支援やアクリルアミド低減に資する試験研究を実施していくこととしています。

アクリルアミド低減の実例



焦げた製品等を除去する工程

資料：カルビー株式会社



安全で健やかな食生活を送るために

URL : <https://www.maff.go.jp/j/fs/index.html>



ポテトチップスのひみつ

～アクリルアミドを少なくするために～

URL : https://www.maff.go.jp/j/syouan/syoku_anzen/manabu/r0603/acryl_amide.html

(輸入食品の安全管理の取組を実施)

我が国の食料は、カロリーベースで約6割が輸入食品によって賄われており、輸入食品の安全性確保は重要な課題となっています。

輸入食品についてはリスクに応じた輸入時検査を実施しており、令和4(2022)年度の輸入食品等の検査は、届出件数の8.4%に当たる約20万3千件について実施されています(図表1-9-3)。

図表1-9-3 輸入食品等の届出・検査実績

	令和3 (2021)年度	4 (2022)
届出件数(件)	2,455,182	2,400,309
届出重量(t)	31,627,360	31,918,658
検査件数(件)	204,240	202,671
届出件数に 対する割合(%)	8.3	8.4
違反件数(件)	809	781

資料：厚生労働省「輸入食品監視統計」を基に農林水産省作成

(生産資材の安全確保の取組を推進)

農薬や肥料、動物用医薬品、飼料等の生産資材については、農畜水産物の安全を確保するため、これまでも科学的知見や国際基準に基づき、使用基準や安全基準の設定・見直し等を実施しています。

農薬については、安全性の一層の向上を図るため、農薬取締法に基づき、再評価を進めています。再評価は、最新の科学的知見に基づき、全ての農薬についておおむね15年ごとに、国内での使用量が多い農薬を優先して順次実施しています。

また、肥料については、国内資源の利用拡大が重要となる中、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、令和5(2023)年度に汚泥資源の利用拡大に資する新たな公定規格を創設¹しました。農林水産省では、肥料事業者等に対して新たな規格の周知を進めています。

動物用医薬品及び飼料についても、それぞれの関連法令に基づき、畜産物の安全の確保を前提としつつ、最新の科学的知見等を踏まえ、リスク管理措置の見直し等を進めています。

食料生産・供給のグローバル化を踏まえ、農林水産省では、国際的なリスク評価との調和を始め、生産資材の更なる安全性向上を進めていくこととしています。

(薬剤耐性菌の増加を防ぐ対策を推進)

近年、抗微生物剤の不適切な使用を原因とした薬剤耐性菌の発生により、人や動物の健康への影響が懸念されています。このような中、薬剤耐性(AMR²)の発生をできる限り抑制するとともに、薬剤耐性微生物による感染症のまん延を防止するため、令和5(2023)年4

¹ 第3章第10節を参照

² Antimicrobial Resistanceの略で、薬剤耐性のこと

月に「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン(2023-2027)」が策定されました。薬剤耐性対策は、人と動物の健康と環境の保全を担う関係者が緊密な協力関係を構築し、分野横断的な課題の解決のために取り組むワンヘルス・アプローチの観点からも重要です。

同プランでは、令和9(2027)年における畜産分野の動物用抗菌剤の全使用量を対令和2(2020)年比で15%削減すること等を目標値として掲げており、その実現のため、農林水産省は、動物用抗菌剤の農場単位での使用実態を把握できる仕組みの検討やワクチンの開発・実用化の支援等を行っています。令和5(2023)年度においては、薬剤耐性菌のモニタリングがより統合的なものとなるよう、対象菌種・薬剤の見直し等を行いました。

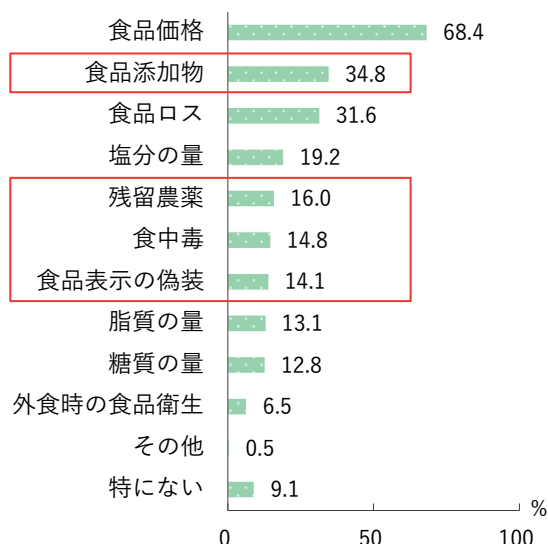
(2) 食品に対する消費者の信頼の確保

(食品の安全や消費者の信頼確保に関する事項への懸念も一定程度存在)

公庫が令和6(2024)年1月に実施した調査によると、食品に対する懸念事項として「食品価格」との回答が68.4%で最も多くなっています(図表1-9-4)。食品価格の上昇が見られる中、消費者の価格面での負担感大きくなっている状況がうかがわれます。

また、保存料、甘味料、着色料、香料といった食品の製造過程又は食品の加工・保存の目的で使用される「食品添加物」のほか、「残留農薬」や「食中毒」、「食品表示の偽装」といった食品の安全や消費者の信頼確保に関する事項への懸念も一定程度見られています。

図表1-9-4 食品に対する懸念事項



資料：株式会社日本政策金融公庫「消費者動向調査(令和6年1月)」を基に農林水産省作成

注：「普段購入している食品について懸念していること」の質問に対する回答で、回答総数は2千人(三つまで回答)

(新たな遺伝子組換え食品表示制度が施行)

遺伝子組換え食品表示制度については、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産管理が行われた旨の任意表示に代えて「遺伝子組換えでない」との表示も可能としました。しかしながら、分別生産流通管理をしても遺伝子組換え農産物が混入している可能性があるにもかかわらず「遺伝子組換えでない」とする表示を認めることは、消費者の誤認防止や表示の正確性の担保の観点から問題があるとして、「遺伝子組換えでない」等の表示ができるのは、遺伝子組換え農産物の混入がないことが科学的に検証できる場合に限定する旨の制度改正を平成31(2019)年4月に行い、令和5(2023)年4月に施行しました。

なお、遺伝子組換え農産物が混入しないように「分別生産流通管理」が行われたことを確認しただけのものについては、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理を行った旨、例えば「遺伝子組換え混入防止管理済」等の表示を可能とすることとし、より消費者に分かりやすい表示とすることとしました。

(食品リコールの届出件数について、回収理由別ではアレルギーが最多)

食品衛生法及び食品表示法の改正を踏まえ、令和3(2021)年6月から、食品リコールの届出が義務化されています。

令和5(2023)年9月末時点での食品表示法に基づく自主回収の届出件数(公開件数)は3,930件となっています。回収理由別では、アレルギーが1,911件で最多となっているほか、品目別では、調理食品が1,481件で最多となっています(図表1-9-5)。

図表1-9-5 食品リコールの届出件数

	アレルギー	期限表示	保存方法	個別的 義務表示	その他	合計
調理食品	1,238	173	45	4	21	1,481
水産物	79	311	36	13	36	475
菓子類	151	164	3	1	51	370
畜産物	116	124	13	2	15	270
めん・パン類	126	89	0	1	21	237
飲料、水	0	9	0	0	14	23
その他	201	142	6	4	43	396
合計	1,911	1,012	103	25	201	3,252

資料：消費者庁「食品表示法に基づく自主回収の届出状況(速報値)」

注：1) 公開件数3,930件のうち回収を終了した件数を集計

2) 令和5(2023)年9月末時点の数値

(食品トレーサビリティの普及啓発を推進)

食品トレーサビリティは、食品の移動を把握できることを意味しています。各事業者が食品を取り扱った際の記録を作成・保存しておくことで、食中毒等の健康に影響を与える事故等が発生した際に、問題のある食品がどこから来たのかを遡及して調べ、どこに行ったかを追跡することができます。

一方、食品の製造工程における内部トレーサビリティは、記録の整理・保存に手間が掛かること、取組の必要性や具体的な取組内容が分からないなどの理由から、特に中小零細企業での取組率が低いことが課題となっています。

このため、農林水産省では、食品トレーサビリティに取り組むためのポイントを記載したテキスト等を策定し、更なる取組の普及啓発を推進しています。

第10節 国際交渉への対応と国際協力の推進

国際交渉においては、我が国の農林水産業が「国の基」として発展し、将来にわたってその重要な役割を果たしていけるよう交渉を行うとともに、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大につながる交渉結果の獲得を目指しています。また、途上国の自立的な経済発展を支援するため、様々な形態による農林水産分野の協力を行っています。

本節では、経済連携交渉等の国際交渉への対応状況や国際協力の推進等について紹介します。

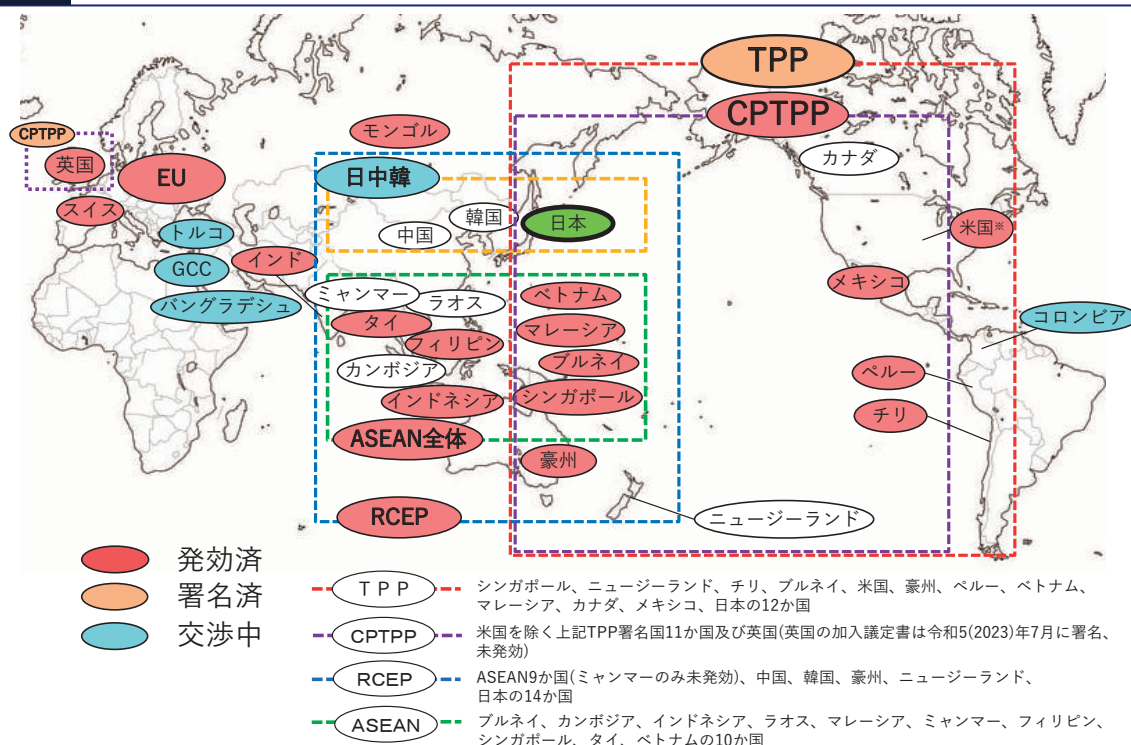
(1) 国際交渉への対応

(複数の国・地域とのEPA/FTAの交渉を実施)

特定の国・地域で貿易ルールを取り決めるEPA¹/FTA²等の締結が世界的に進み、令和6(2024)年1月時点では399件に達しています。

我が国においても、令和6(2024)年3月時点で、21のEPA/FTA等が発効済・署名済です(図表1-10-1)。これらの協定により、我が国は世界経済の約8割を占める巨大な市場を構築することになります。輸出先国・地域の関税撤廃等の成果を最大限活用し、我が国の強みを活かした品目の輸出を拡大していくため、我が国の農林水産業の生産基盤を強化していくとともに、新市場開拓の推進等の取組を進めることとしています。

図表1-10-1 我が国におけるEPA/FTA等の状況



資料：農林水産省作成

※ 米国とは、令和2(2020)年1月1日に日米貿易協定が発効

¹ Economic Partnership Agreementの略で、経済連携協定のこと

² Free Trade Agreementの略で、自由貿易協定のこと

令和5(2023)年度においては、GCC¹(湾岸協力理事会)との間でFTA交渉を令和6(2024)年中に再開することを発表したほか、イスラエル、バングラデシュ、それぞれとの間で共同研究を実施しました。さらに、令和6(2024)年3月に日・バングラデシュEPA交渉を開始することを決定しました。

また、世界共通の貿易ルールづくり等が行われるWTO²(世界貿易機関)においても、これまで数次にわたる貿易自由化交渉が行われてきました。平成13(2001)年に開始されたドーハ・ラウンド交渉においては、依然として途上国と先進国の溝が埋まっていないこと等により、農業分野等の交渉に関する今後の見通しは不透明ですが、我が国としては、世界有数の食料輸入国としての立場から公平な貿易ルールの確立を目指し交渉に臨んでおり、我が国の主張が最大限反映されるよう取り組んでいます。



EPA/FTA 等に関する情報

URL : https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/

(IPEFの三つの分野で交渉が進展)

米国、日本、豪州等14か国が参加するインド太平洋経済枠組み^{アイペフ}(IPEF³)については、令和5(2023)年11月の閣僚級会合においてIPEFサプライチェーン協定に署名するとともに、クリーン経済及び公正な経済の分野で実質妥結しました。一方、貿易の分野については引き続き協議が行われることとなりました。

(令和5(2023)年7月にCPTPP締約国及び英国が英国加入議定書に署名)

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(CPTPP⁴)への英国の加入手続について、CPTPP締約国及び英国の間での協議が進められ、令和5(2023)年7月にCPTPPへの英国加入議定書の署名が行われました。

日本側の関税に関する措置については、現行のCPTPPの範囲内で合意しました。また、英国側の関税については、短・中粒種の精米等の関税撤廃を獲得しました。

我が国においては、同年12月に同議定書の効力発生のための国内手続が完了しました。

(インドでG20農業大臣会合が開催)

令和5(2023)年6月に、インドでG20農業大臣会合が開催されました。同会合において我が国は、ロシアによるウクライナ侵略は明白な国際法違反であるとともに、世界の食料安全保障に大きな悪影響を及ぼすものであるとして、ロシアを最も強い言葉で非難しました。また、G7宮崎農業大臣会合で得た成果を踏まえ、(1)農業の持続可能性の向上は生産性を高める方法で行われるべきであること、(2)既存の国内農業資源を最大限活用すること、(3)あらゆる形のイノベーションが活用されるべきであることを主張しました。なお、会合での議論の内容を踏まえ、議長国インドから「成果文書及び議長総括」が発出されました。

¹ Gulf Cooperation Councilの略

² World Trade Organizationの略

³ Indo-Pacific Economic Frameworkの略

⁴ Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnershipの略

(WTO農業交渉で、我が国は農産物の輸出規制に係る提案を実施)

令和5(2023)年10月にスイスで行われたWTO農業交渉会合では、我が国は農産物の輸出規制に係る提案を行いました。その内容は、農産物の輸出規制措置の導入に当たっての条件を明確化することや各加盟国が実施する輸出規制措置の情報共有を進めるものです。農林水産省では、輸出規制の透明性を高める議論をWTOの場で行うことにより、世界的に関心の高まる食料安全保障の確保に向けて、我が国の貢献を各国にアピールしていくこととしています。

一方、令和6(2024)年2～3月にアラブ首長国連邦で開催された第13回WTO閣僚会議では、農業分野の今後の作業計画等について議論されましたが、合意には至らず、議論が継続されることになりました。

(2) G7宮崎農業大臣会合の開催

(G7宮崎農業大臣会合を開催)

令和5(2023)年4月22～23日にかけて、宮崎県宮崎市で国内の農業生産を担当する大臣が集まるG7宮崎農業大臣会合を開催しました。会合では、我が国が議長を務め、強靱で持続可能な農業・食料システムの構築に向けて各国間で議論を行いました。特に農業の持続可能性を向上させるための各国の取組について相互に紹介した上で、G7として世界のために何ができるか、これから注力すべき分野は何かについて議論しました。我が国からは、みどり戦略を紹介し、生産性向上と持続可能性の両立の必要性を強調しながら、イノベーション技術の開発・普及の重要性を主張しました。



G7宮崎農業大臣会合で議論する農林水産大臣



マンゴー農園を視察する各国農業大臣

(「G7農業大臣声明」及び「宮崎アクション」を採択)

G7宮崎農業大臣会合では、食料安全保障をテーマに、特に強靱で持続可能な農業・食料システムの構築について議論し、今後の農業・食料政策の方向性として、(1)自国の生産資源を持続可能な形で活用すること、(2)農業の生産性向上と持続可能性を両立させること、(3)あらゆる形のイノベーションにより、農業の持続可能性を向上させることについて共通認識を得ました。

また、会合での議論を取りまとめた「G7農業大臣声明」や、より生産性が高く強靱で持続可能な農業・食料システムを構築するために、G7各国が取り組むべき行動を要約した「宮崎アクション」を採択しました。

具体的には、(1)既存の国内農業資源を持続的に活用し、貿易を円滑化しつつ、地元・地域・世界の食料システムを強化する途を追求し、サプライチェーンを多様化すること、(2)増え続ける世界人口を養いつつ、ネットゼロを達成するために温室効果ガス排出を削減し、生物多様性の損失を食い止め反転させるなどの長期的な課題に注力すること、(3)あらゆる

形のイノベーションの実施や持続可能な農業慣行の促進により、農業・食料システムの持続可能性を向上させること等が盛り込まれました。

(コラム) G7宮崎農業大臣会合において高校生が提言を発表

令和5(2023)年4月に開催されたG7宮崎農業大臣会合を機に、宮崎県内の高校生20人が、食や農業についての体験や議論を通して提言をまとめ、各国の農業大臣の前で英語での発表等を行いました。

提言の発表を行った「高校生の提言」プロジェクトチームは、14の県立高校の生徒で構成されており、メンバーが相互に協力して、各国代表への提言を準備しました。G7宮崎農業大臣会合では、若者らしいアイデアや情熱を盛り込んだプレゼンテーションビデオが紹介され、提言が発表されました。

具体的には、(1)自然環境への負荷、廃棄物、格差をゼロにすることを目指した、「国と国、人と人が共に」実施する共同研究、(2)「生産者と消費者が共に」農業の魅力をもっと知るため、若者に人気のある媒体や機会を利用して農業の魅力発信を行う「クールアグリキャンペーン」の実施、(3)「食と文化が共に」つながり続け、「食」に感謝することが当たり前の社会になるよう、子供たちに本物の農業を体験させる教育活動という三つの内容を提言しました。

「共に」をキーワードとした提言は、各国の大臣や関係者から高い評価を受けるとともに、G7宮崎農業大臣会合の成功に大きく貢献するものとなりました。



高校生の提言

資料：G7宮崎農業大臣会合協力推進協議会

(日・IFAD共同声明に署名し、ELPSイニシアティブを立上げ)

G7宮崎農業大臣会合の機会に先立ち、令和5(2023)年4月に、農林水産大臣は、国際農業開発基金(IFAD¹)^{こくさいのうぎょう}総裁と会談し、日・IFAD共同声明の署名・発出を行うとともに、先進国等の民間企業による途上国の小規模農業者等への支援を促進するための「民間セクター・小規模生産者連携強化(ELPS²)」^{エルプス}イニシアティブを立ち上げました。日本政府からの任意拠出金を用いてIFADが実施するもので、我が国のリーダーシップによる新たな国際協力の取組として、G7農業大臣声明に明記され、G7各国から歓迎されました。

(第5回G7 CVOフォーラムを開催)

G7宮崎農業大臣会合では、鳥インフルエンザ等の越境性動物疾病や薬剤耐性(AMR³)等の世界的な課題について、G7各国の獣医当局が協力し、情報交換するためG7 CVO⁴(首席獣医官)フォーラムの開催が合意されました。これを受けて、令和5(2023)年9月に東京都で第5回G7 CVOフォーラムが開催されました。

G7各国の首席獣医官や獣医当局の専門家のほか、FAOやWOAH⁵(国際獣疫事務局)の代表者等が出席し、アフリカ豚熱等の越境性動物疾病対策、AMR対策、鳥インフルエンザ対策の三つの世界共通の課題について議論等を行いました。

¹ International Fund for Agricultural Developmentの略

² Enhanced Linkages between Private sector and Small-scale producersの略

³ 第1章第9節を参照

⁴ Chief Veterinary Officersの略

⁵ World Organisation for Animal Healthの略

(3) 国際協力の推進

(ウクライナへ農業分野での支援・協力に向けた取組を開始)

農林水産省とウクライナ農業政策・食料省は、令和5(2023)年10月に「日ウクライナ農業復興戦略合同タスクフォース」の設置に合意し、同年11月には、第1回タスクフォースを開催しました。我が国からは農林水産省のほか、ウクライナの農業復興に取り組む関係機関、農業機械メーカー等の民間企業から約100人が参加し、両国の関係省庁・関係企業の初会合を行いました。また、同年12月には、ウクライナ農業政策・食料省の幹部等を我が国に招へいしました。

令和6(2024)年2月に東京都で開催された「日・ウクライナ経済復興推進会議」では、両国首脳立会の下、農業機械メーカー等日本企業6社とウクライナ農業政策・食料省等との間で計8本の覚書を締結しました。また、日本企業のウクライナ農業復興への参画を促し、農業生産力の回復を通じたウクライナ復興支援に貢献するため、農業生産力の回復に向けた全体設計に必要な調査や日本企業による実現可能性調査の実施支援を進めています。

(アフリカへの農業協力を推進)

アフリカ各国が食料安全保障を強化し、経済発展を達成するためには、各国の農業生産の増加や所得の向上が不可欠です。我が国は、アフリカに対して農業の生産性向上や持続可能な食料システム構築等に向けた様々な支援を通じ、アフリカ農業の発展に貢献しています。

令和5(2023)年度は、アフリカにおける市場ニーズに適合したイネの開発や栽培方法の確立を支援したほか、我が国企業が有する先端技術や農業生産資材等を導入し、農業生産性の向上やフードバリューチェーンの強化に貢献しました。

今後ともアフリカ各国や関連する国際機関等との連携を図りつつ、農業分野の課題解決を図ることとしています。また、各国の投資環境や消費者ニーズを捉え、我が国の食産業の海外展開や農林水産物・食品の輸出に取り組む企業を支援していくこととしています。



イネの有望系統の開発支援

資料：アフリカ稲センター

(「ASEAN+3緊急米備蓄」を推進)

我が国は東アジア地域(ASEAN¹10か国、日本、中国及び韓国)における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的とした米の備蓄制度である「ASEAN+3緊急米備蓄」(APTERR²)について、平成24(2012)年の協定発効以来、現物備蓄事業への拠出や事務局への日本人専門家の派遣等を通じ、積極的に支援しています。令和5(2023)年度には、我が国からラオスとフィリピンにコメの支援を行ったほか、我が国が提案した「持ち帰り支援」の最初の事例として、フィリピンの小学校の児童に対しコメを提供しました。また、APTERRについては、ASEAN+3首脳会議において、食料安全保障の確保に向けた効果的な実施や協力の強化が求められており、我が国は活動の更なる発展に貢献していくこととしています。



フィリピンでの
支援米の放出式典

¹ Association of South-East Asian Nationsの略で、東南アジア諸国連合のこと

² ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserveの略

